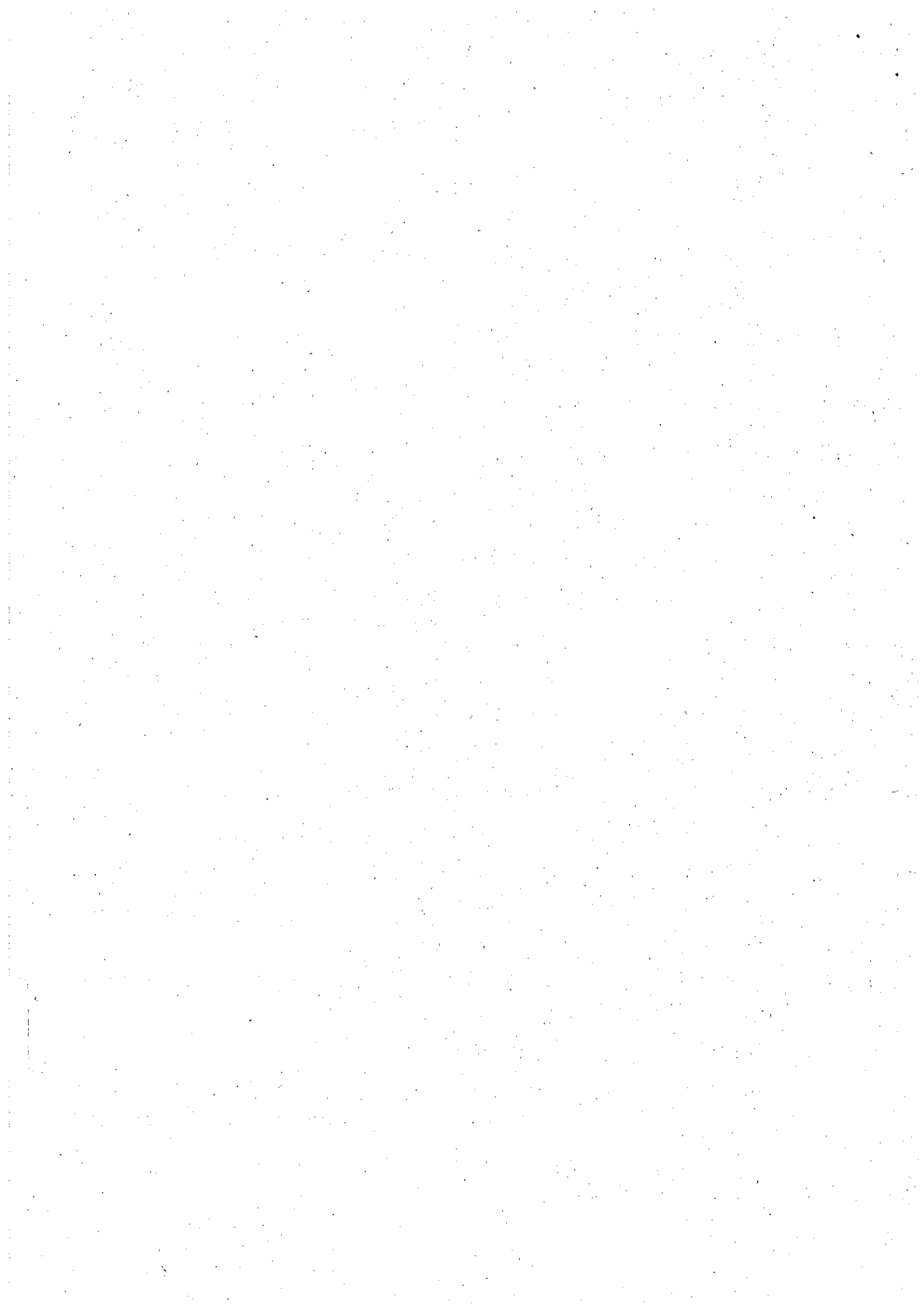


第100号議案 長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 改正の内容	1
3 北部学校給食センターの概要	1
4 長崎市学校給食共同調理場条例新旧対照表	9

教育委員会

令和3年9月



1 条例改正の概要

(仮称)長崎市三重学校給食センターの整備運営事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、施設の設計から建設、維持管理・運営を一体的に民間事業者に委ねるPFI手法を導入しており、実施に当たり債務負担行為を設定し、令和2年3月13日付けで市と事業者間で事業契約を締結している。

現在、本体建設工事を進めており、令和3年11月の施設引渡しを受け令和4年1月12日からの供用開始を予定している。

今回の条例改正は、(仮称)長崎市三重学校給食センターの供用開始に当たり、当該学校給食センターの名称及び位置を定め、併せて同学校給食センターに所長を配置するため「長崎市学校給食共同調理場条例」の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 第2条関係

新たな共同調理場として、次のとおり表に名称及び位置を追加する。

名称	位置
長崎市北部学校給食センター	長崎市豊洋台2丁目24番54号

(2) 第3条関係

共同調理場の職員として、「所長」を追加し、「場長又は所長その他必要な職員」を置く。

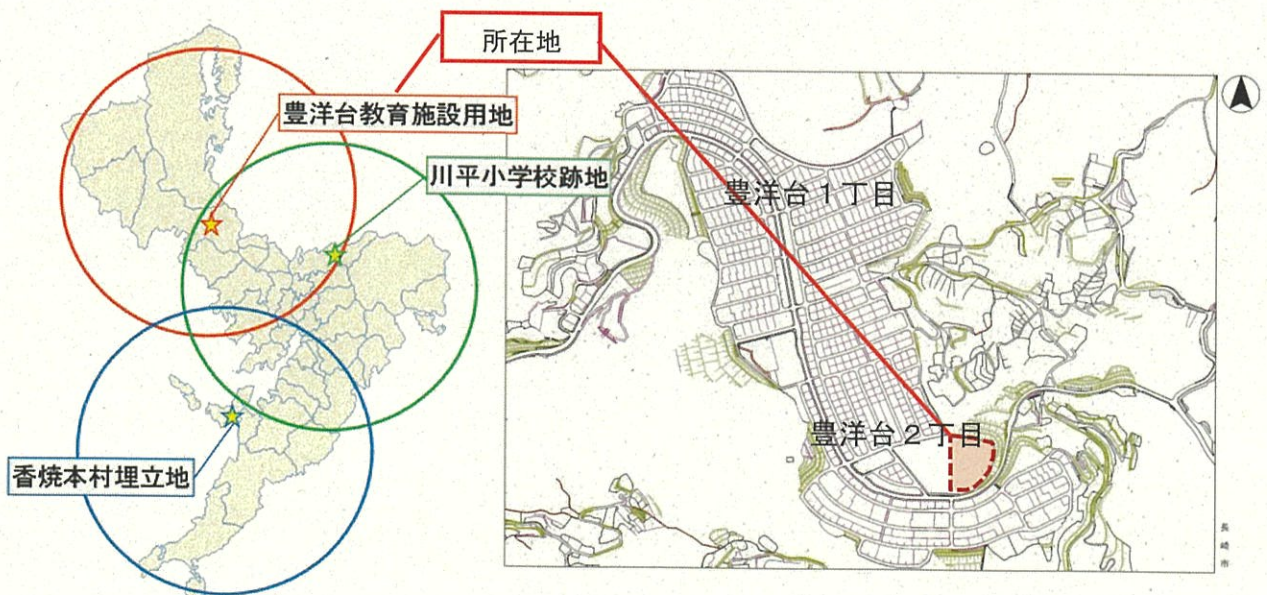
(3) 施行期日 令和3年12月1日

3 北部学校給食センターの概要

(1) 施設名称 長崎市北部学校給食センター

理由 長崎市の南北に長い地形から、北部、中部、南部といった配送エリアや学校給食センターの位置をイメージしやすい名称であるため。

(2) 所在地 長崎市豊洋台2丁目24番54号



(3) 事業内容

1日当たり 8,000 食の学校給食の献立作成、調理、輸送、衛生の管理その他必要な業務

(4) 施設概要

ア 面積 敷地面積 8568.41 m²、建築面積 3557.64 m²、延床面積 4604.04 m²

イ 構造 鉄骨造 地上 2 階

ウ 主な諸室

区 分		階	室 名
給食エリア	汚染作業区域	1階	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、野菜類下処理室、肉・魚類下処理室、皮剥き室、冷蔵室、冷凍室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、米庫、洗米室、可燃物・不燃物庫、油庫、洗浄室、洗剤庫、残渣庫、物品倉庫、備品庫、残渣処理室、風除室
	非汚染作業区域	1階	野菜上処理コーナー、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物室、和え物準備室、和え物室、食物アレルギー専用食調理室、食物アレルギー専用仕分け室、炊飯室、洗浄室、風除室、仕分け室、コンテナ室
	その他区域	1階	前室、防災備蓄倉庫
一般エリア	市専用区域	1階	事務室、前室、給湯室、倉庫、乾燥室、更衣室、トイレ
	事業者専用区域	1階	事業者玄関、トイレ、機械室
		2階	事務室、機械室、前室、更衣室、給湯室、休憩室、トイレ、倉庫、洗濯・乾燥室
	共用区域	1階	玄関、玄関ホール
2階		多目的研修室、見学・展示ホール、倉庫、トイレ（多目的含む）、調理スペース、調理準備室	

エ 主な特徴

(ア) HACCP (ハサップ) に準拠したドライシステムの導入

- ・ HACCPとは、国際的に推奨されている食品の衛生管理の手法で、製造工程全体における安全性と危険性を分析し、重要な管理ポイントを特定して管理するシステムのこと。
- ・ ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床の乾燥状態を維持して、細菌やカビの繁殖を防ぐことができるシステムのこと。

(イ) 食物アレルギー対応食の調理が可能な専用室を設置

食物アレルギー対応食 (最大 150 食)

- ・ 対応するアレルゲンは、鶏卵、牛乳、えび、かに、いか、たこ、ピーナッツ、木の実類 (アーモンド、カシューナッツ、くるみ)、そばの 11 品目
- ・ 食物アレルギーの原因となる食品を取り除いた食事である「除去食」の提供を基本とし、将来的には原因食品の代わりにアレルゲンを含まない食材で補い調理した食事である「代替食」の提供も行う。

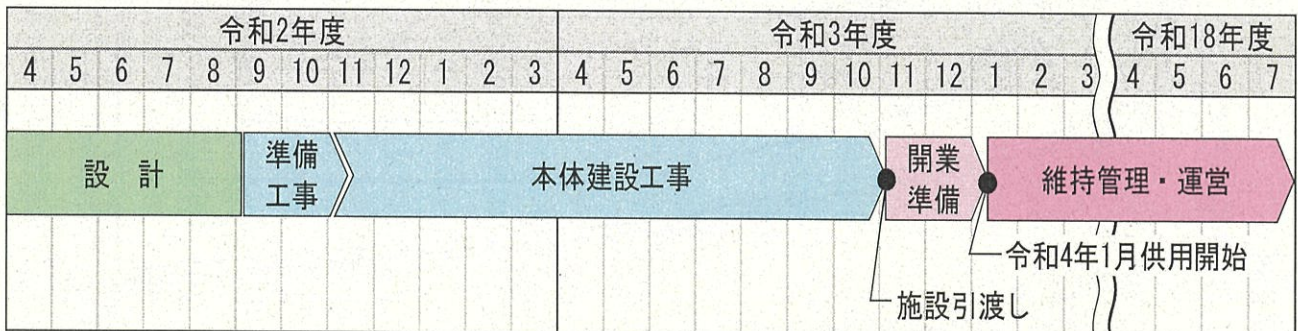
(例) 除去食：ちゃんぽんの具材から「えび」や「いか」を除いた食事の提供

代替食：「鶏卵」を使用するオムレツの代わりに肉料理など別の食事の提供

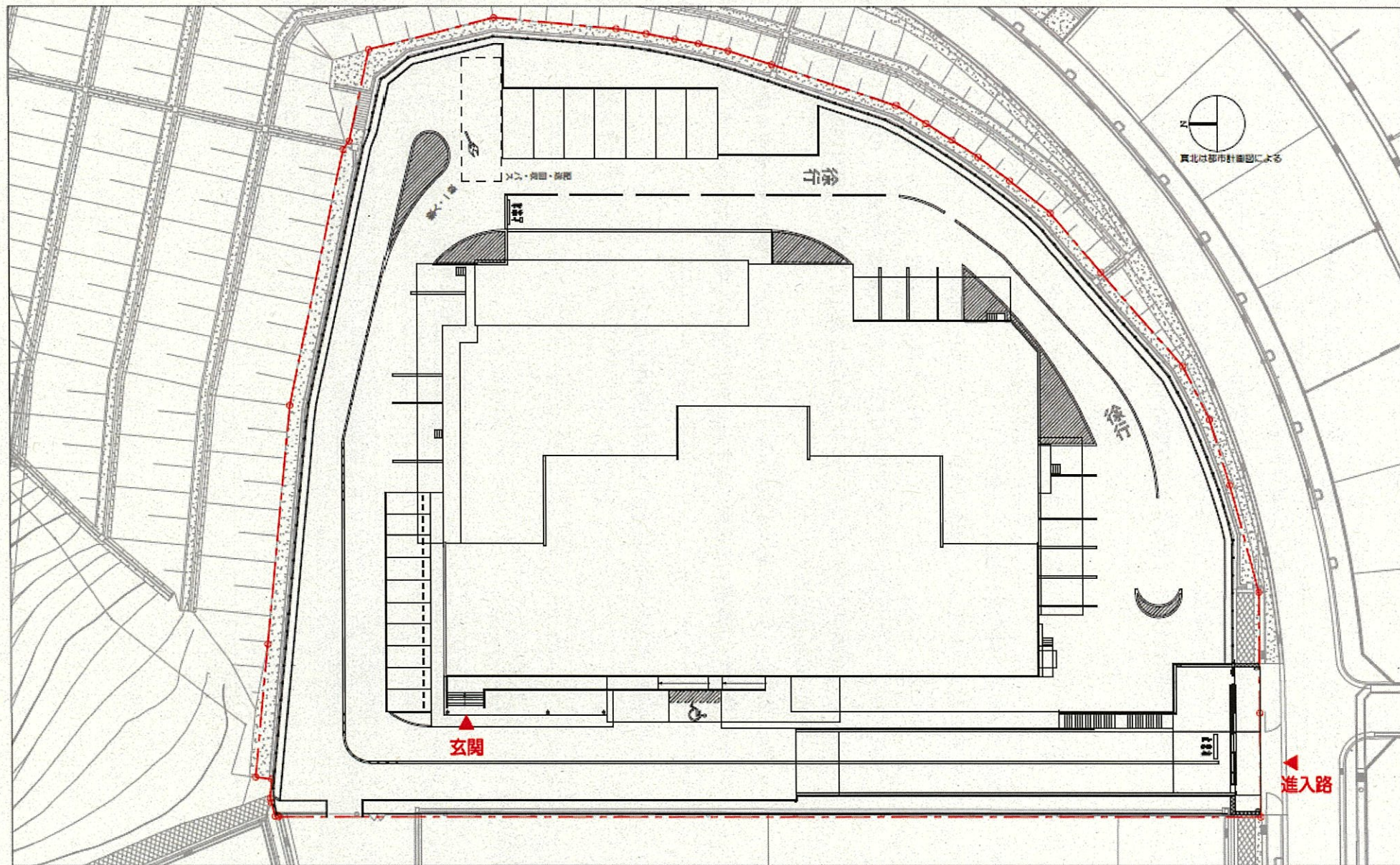
(ウ) 食育推進に資する見学施設及び多目的研修室の設置

【参考】

事業スケジュール



【参考】配置図及び施設平面図

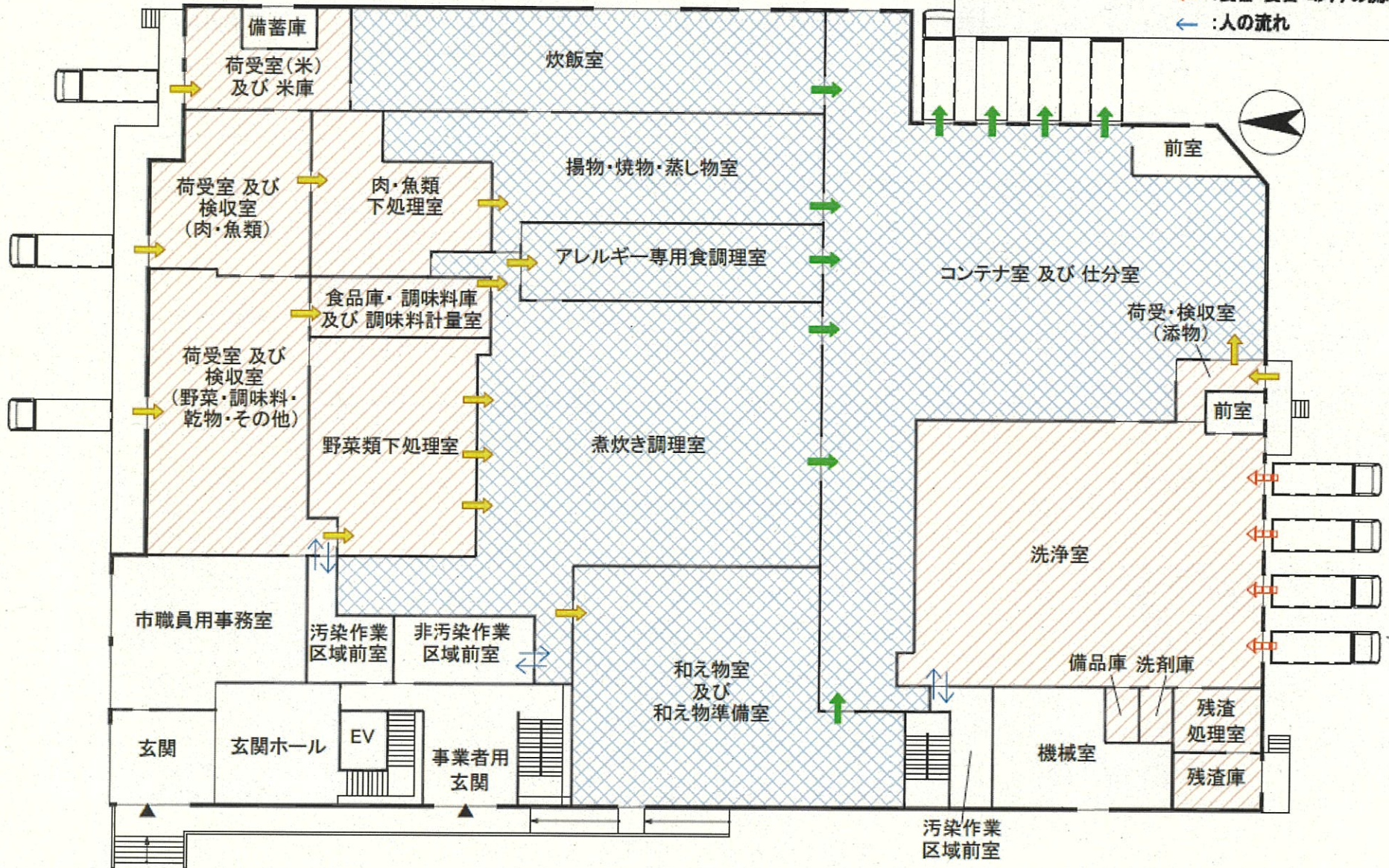


配置図

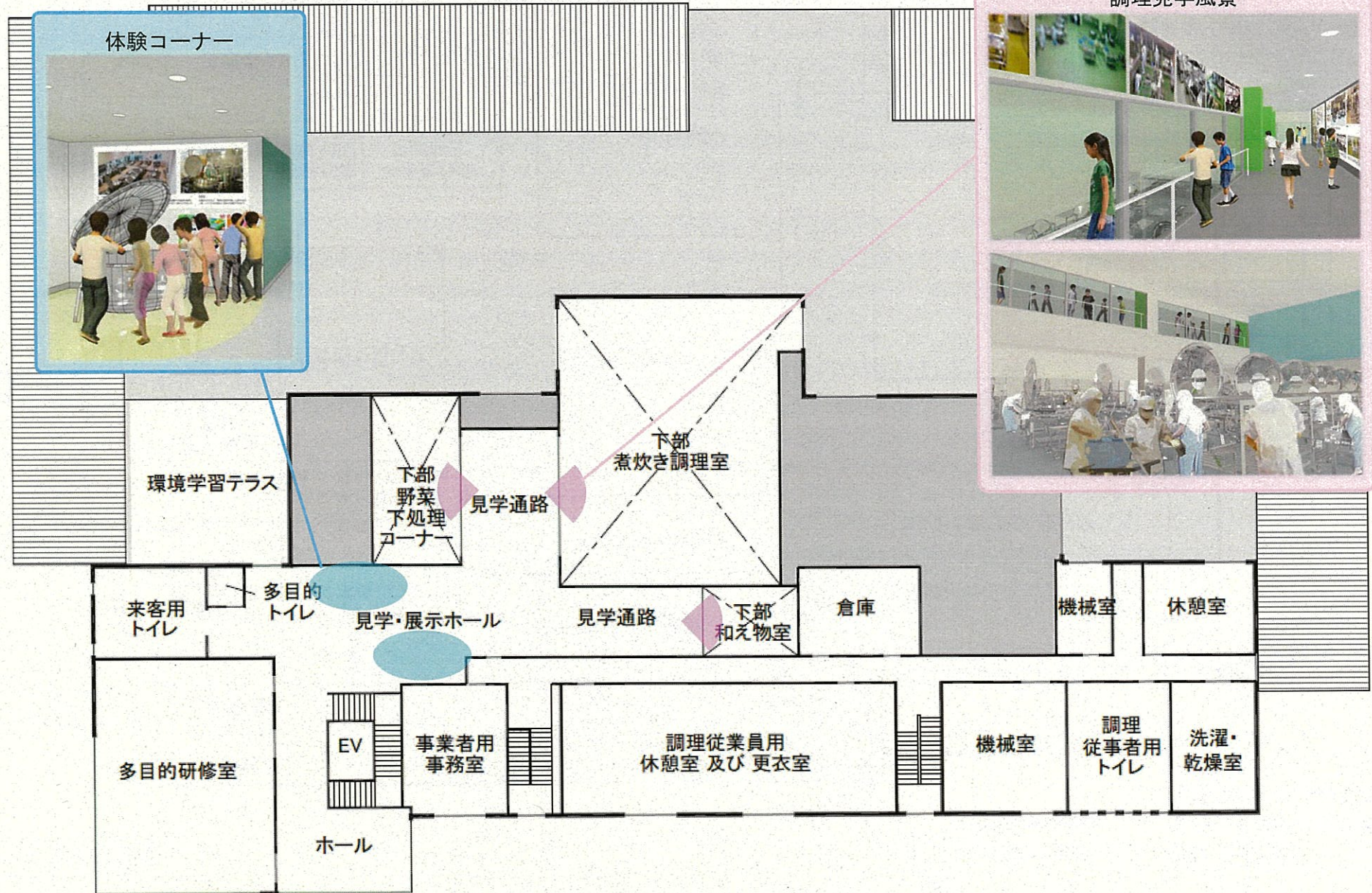
1階平面図

凡例

- : 汚染作業区域
- : 非汚染作業区域
- ← : 食材・食品の流れ
- ← : 食器・食缶・コンテナの流れ(配送)
- ← : 食器・食缶・コンテナの流れ(回収)
- ← : 人の流れ



2階平面図



(5) 配送対象校及び食数

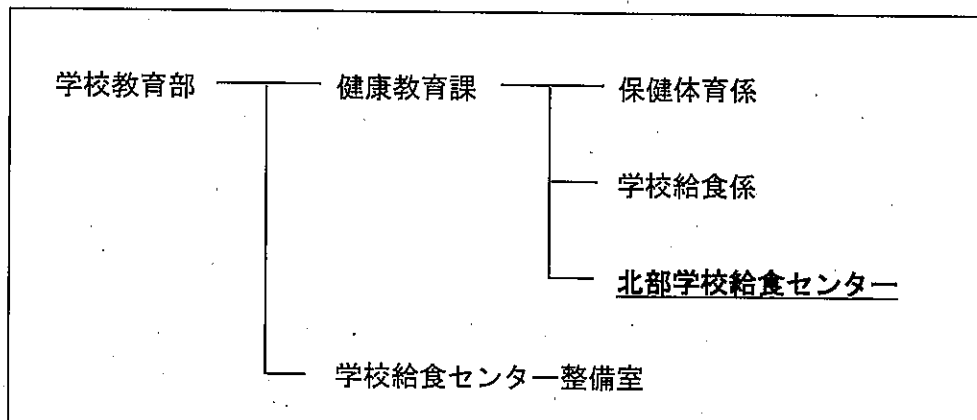
令和3年5月1日時点

学校名	所在地	食数
式見小学校	式見町 678 番地	74 食
手熊小学校	手熊町 1382 番地 1	47 食
城山小学校	城山町 23 番 1 号	500 食
西城山小学校	金堀町 23 番 1 号	368 食
西町小学校	西町 2 番 1 号	354 食
滑石小学校	滑石 2 丁目 20 番 5 号	305 食
大園小学校	滑石 6 丁目 1 番 59 号	411 食
西浦上小学校	大手 1 丁目 14 番 3 号	722 食
高尾小学校	高尾町 7 番 49 号	472 食
坂本小学校	坂本 3 丁目 3 番 1 号	220 食
三原小学校	三原 2 丁目 16 番 45 号	179 食
北陽小学校	滑石 4 丁目 4 番 8 号	344 食
三重小学校	三重町 1125 番地	256 食
女の都小学校	女の都 4 丁目 7 番 1 号	152 食
横尾小学校	横尾 2 丁目 16 番 1 号	292 食
小江原小学校	小江原 2 丁目 33 番 1 号	188 食
虹が丘小学校	虹が丘町 2432 番地	114 食
西山台小学校	西山台 1 丁目 4 番 1 号	185 食
鳴見台小学校	鳴見台 2 丁目 1 番 8 号	466 食
桜が丘小学校	小江原 3 丁目 19 番 1 号	331 食
西浦上中学校	文教町 4 番 10 号	473 食
滑石中学校	大園町 2 番 1 号	391 食
横尾中学校	横尾 5 丁目 3 番 1 号	166 食
小江原中学校	柿泊町 2316 番地	341 食
合計 24 校 (小学校 20 校、中学校 4 校)		合計 7,351 食

※配送対象校は、既存施設の状況等を踏まえて選定しており、今後、配送対象校以外の各学校の給食施設の状況や各学校の児童生徒数（食数）の推移により変更する場合がある。

(6) 組織及び主な業務

ア 組織



イ 長崎市及びPFI事業者の主な業務分担

長崎市の業務	PFI事業者の業務
<ul style="list-style-type: none">▪ 献立作成▪ 調理食数の決定▪ 食材調達▪ 食育に関する指導▪ 事業のモニタリング	<ul style="list-style-type: none">▪ 給食調理▪ 衛生管理▪ 給食配送、食器等回収▪ 配送校での配膳▪ 食器等洗浄、残渣処理▪ 建築物等保守管理▪ 各種修繕

※PFI事業者の業務のうち、施設整備に係る業務（設計、建設、工事監理）の記載は省略している。

4 長崎市学校給食共同調理場条例新旧対照表

現行	改正案（傍線の部分は改正部分）																										
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市立学校における給食の調理等の業務を処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を設ける。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市香焼学校給食共同調理場</td> <td>長崎市香焼町 493 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市伊王島学校給食共同調理場</td> <td>長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場</td> <td>長崎市神浦向町 103 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市池島学校給食共同調理場</td> <td>長崎市池島町 1522 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和学校給食共同調理場</td> <td>長崎市為石町 2749 番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市香焼学校給食共同調理場	長崎市香焼町 493 番地	長崎市伊王島学校給食共同調理場	長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地	長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場	長崎市神浦向町 103 番地	長崎市池島学校給食共同調理場	長崎市池島町 1522 番地	長崎市三和学校給食共同調理場	長崎市為石町 2749 番地 2	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、市立学校における給食の調理等の業務を処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を設ける。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市香焼学校給食共同調理場</td> <td>長崎市香焼町 493 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市伊王島学校給食共同調理場</td> <td>長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場</td> <td>長崎市神浦向町 103 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市池島学校給食共同調理場</td> <td>長崎市池島町 1522 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和学校給食共同調理場</td> <td>長崎市為石町 2749 番地 2</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市北部学校給食センター</u></td> <td><u>長崎市豊洋台 2 丁目 24 番 54 号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市香焼学校給食共同調理場	長崎市香焼町 493 番地	長崎市伊王島学校給食共同調理場	長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地	長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場	長崎市神浦向町 103 番地	長崎市池島学校給食共同調理場	長崎市池島町 1522 番地	長崎市三和学校給食共同調理場	長崎市為石町 2749 番地 2	<u>長崎市北部学校給食センター</u>	<u>長崎市豊洋台 2 丁目 24 番 54 号</u>
名称	位置																										
長崎市香焼学校給食共同調理場	長崎市香焼町 493 番地																										
長崎市伊王島学校給食共同調理場	長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地																										
長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場	長崎市神浦向町 103 番地																										
長崎市池島学校給食共同調理場	長崎市池島町 1522 番地																										
長崎市三和学校給食共同調理場	長崎市為石町 2749 番地 2																										
名称	位置																										
長崎市香焼学校給食共同調理場	長崎市香焼町 493 番地																										
長崎市伊王島学校給食共同調理場	長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273 番地																										
長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場	長崎市神浦向町 103 番地																										
長崎市池島学校給食共同調理場	長崎市池島町 1522 番地																										
長崎市三和学校給食共同調理場	長崎市為石町 2749 番地 2																										
<u>長崎市北部学校給食センター</u>	<u>長崎市豊洋台 2 丁目 24 番 54 号</u>																										
<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に、場長その他必要な職員を置く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 共同調理場に、場長又は<u>所長</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年12月1日から施行する。</u></p>																										

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条
(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。